

2025 年 10 月 15 日 ティーキャピタルパートナーズ株式会社

株式会社FCホールディングス (証券コード 6542) の普通株式を対象とする 公開買付けの結果に関するお知らせ

ティーキャピタルパートナーズ株式会社(以下「弊社」)は、2025年8月6日、弊社が管理・運営するファンドがその発行済株式の全てを所有するTCB-14株式会社を買付者として株式会社FCホールディングス(福岡県福岡市、以下「FCホールディングス」)の非公開化を目的とする公開買付け(以下「本公開買付け」)を実施することを決定し、2025年8月7日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年10月14日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当該提案を検討するためにFCホールディングスにおいて設置された特別委員会およびFCホールディングスの取締役会の賛同、並びにFCホールディングスの経営陣の全面的なご支持を得て実施されたものでございます。

F Cホールディングスは、国や地方公共団体、民間事業者等を主な顧客として、社会資本に関わる調査、計画、設計、検査試験等を主要業務とする建設コンサルタント事業を行っております。「新しい価値の創造により社会の持続的発展に貢献する」を経営理念とし、運営の基本としてきた「基本は技術」という考え方を軸に社内外の多様な技術連携により新しい社会価値を創造する専門家集団として、より価値の高いコンサルティングサービスの提供を目指しております。

弊社は、FCホールディングスの中長期的成長を多面的に支援してまいる所存です。また、FCホールディングスの経営陣および社員の皆様と一丸となって、営業ノウハウ・高い技術力・多分野の専門家の知見を結集し、事業の拡大および経営基盤の強化を通じた企業価値の向上を推進してまいります。

【FCホールディングスの概要】

会社名 : 株式会社FCホールディングス

本店所在地 : 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

代表者 : 代表取締役社長 福島 宏治

事業内容 : 調査、計画、設計、検査試験等を主要業務とする建設コンサルタント

事業

本件に関するお問い合わせ先 ティーキャピタルパートナーズ株式会社

電話: 03-5223-3516

・ディレクター 滝川 祐侑

ヴァイスプレジデント 櫻田 和希

各位

会 社 名 TCB-14株式会社 代表者名 代表取締役 小森 一孝

株式会社FCホールディングス (証券コード:6542) の普通株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

TCB-14株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年8月6日、株式会社FCホールディングス(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場、コード番号:6542、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2025年8月7日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年10月14日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 買付け等の概要
- (1) 公開買付者の名称及び所在地 TCB-14株式会社 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
- (2)対象者の名称株式会社FCホールディングス
- (3) 買付け等に係る株券等の種類 普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,726,630 (株)	4, 266, 000 (株)	— (株)
合計	6, 726, 630 (株)	4, 266, 000 (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予 定数の下限(4,266,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。 応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。 その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合に は、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」 といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開 買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(6,726,630 株)を記載してお

ります。なお、当該最大数は、対象者が 2025 年 8 月 6 日に公表した 2025 年 6 月期 決算短信 [日本基準] (連結) に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (6,769,483 株) か ら、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (42,853 株) を控除した株式数 (6,726,630 株) になります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年8月7日 (木曜日) から2025年10月14日 (火曜日) まで(45営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,420円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,266,000 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(5,671,029 株)が買付予定数の下限(4,266,000 株)以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告(その後の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2025年10月15日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	5,671,029 (株)	5,671,029(株)
新株予約権証券	_	_
新株予約権付社債券	_	_
株券等信託受益証券 ()	_	_
株券等預託証券	_	_
合 計	5, 671, 029	5, 671, 029
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の	—個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
所有株券等に係る議決権の数	Ш	
買付け等前における特別関係者の	—個	(買付け等前における株券等所有割合 ―%)
所有株券等に係る議決権の数	— <u> </u>	(負付け寺削における休芬寺別有部庁 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
買付け等後における公開買付者の	F.C. 710 伊	(買付け等後における株券等所有割合 84.31%)
所有株券等に係る議決権の数	56,710 個	
買付け等後における特別関係者の	ľ⊞	(智仕は悠然によいける批光焼配右生)人 0/)
所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 ―%)
対象者の総株主等の議決権の数	66, 508 個	
対象有の心体土寺の競伝権の数	00, 006 恒	

- (注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は対象者が 2025 年9月 26 日に提出した第9期有価証券報告書に記載された 2025 年6月 30 日現在の総株主の議決権の数 (1単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第9期有価証券報告書に記載された 2025 年6月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (6,769,483 株)から同日現在の対象者の所有する自己株式数 (42,853 株)を控除した株式数 (6,726,630 株)に係る議決権の数 (67,266 個)を分母として計算しております。
- (注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数 点以下第三位を四捨五入しております。
- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はございません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
- ② 決済の開始日2025年10月21日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の 買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいま す。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を 含みます。)の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場していますが、当該手続が実行さ

れた場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となります。上場 廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の 手続につきましては、公開買付者が対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

TCB-14株式会社 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上